

松戸市介護予防ケアマネジメント実施要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事業の実施方法（第3条―第5条）

第3章 事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 基本方針（第6条）

第2節 運営に関する基準（第7条―第34条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第35条―第37条）

第4章 委託料（第38条―第40条）

第5章 指導監督等（第41条・第42条）

第6章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、松戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）の規定に基づき、介護予防ケアマネジメント（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）に係る事業の実施方法、事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、委託料、指導監督等その他の介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び総合事業実施要綱の例による。

第2章 事業の実施方法

（事業の実施方法）

第3条 この事業は、本市に所在する地域包括支援センターの設置者において実施する。

2 前項の規定により介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターの設置者（以下「介護予防ケアマネジメント実施者」という。）は、自らが本市に設置する地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメントを実施する。

（指定居宅介護支援事業者に対する一部委託）

第4条 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの一部を、指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、前項の規定による指定居宅介護支援事業

者への一部委託に当たっては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について、市長に届け出なければならない。

- (1) 介護予防ケアマネジメントの一部を委託しようとする指定居宅介護支援事業者の事業所の名称及び所在地
 - (2) 委託しようとする介護予防ケアマネジメントの内容
 - (3) 介護予防ケアマネジメントの一部を委託しようとする期間
- 3 介護予防ケアマネジメント実施者は前項(1)から(3)までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた指定居宅介護支援事業者に提供しなければならない。

(介護予防ケアマネジメントの類型)

第5条 介護予防ケアマネジメントは、次に掲げるいずれかの類型により実施する。

- (1) ケアマネジメントA（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）
 - (2) ケアマネジメントB（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービス担当者会議（第36条(10)ア(ウ)に規定するサービス担当者会議をいう。）等を省略したものをいう。以下同じ。）
 - (3) ケアマネジメントC（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、基本的に、サービスの利用又は地域の予防活動その他の活動への参加の開始時にのみ行われるものをいう。以下同じ。）
- 2 介護予防ケアマネジメント実施者は、市が定める方針に沿って、利用者の心身の状況、その置かれている環境、提供を希望するサービス又は参加を希望する活動等に応じて、ケアマネジメントA、ケアマネジメントB又はケアマネジメントCのいずれかを選択して実施する。

第3章 事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 基本方針

(基本方針)

第6条 介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の予防活動等（地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等をいう。以下同じ。）の場が、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 3 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の総合事業実施事業者（総合事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 介護予防ケアマネジメント実施者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービス及び地域の予防活動等を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 介護予防ケアマネジメント実施者は、自らが指定介護予防支援事業者として行う指定介護予防支援と緊密に連携しつつ、介護予防ケアマネジメントを実施しなければならない。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第7条 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメントに基づくケアプランをいう。以下同じ。）が前条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行い、理解を得なければならない。
 - 3 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
 - 4 介護予防ケアマネジメント実施者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつ

て次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護予防ケアマネジメント実施者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護予防ケアマネジメント実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護予防ケアマネジメント実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護予防ケアマネジメント実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものをいう。

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項(1)の「電子情報処理組織」とは、介護予防ケアマネジメント実施者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 介護予防ケアマネジメント実施者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項(1)又は(2)に規定する方法のうち介護予防ケアマネジメント実施者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た介護予防ケアマネジメント実施者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 介護予防ケアマネジメント実施者は、正当な理由なく介護予防ケアマネジメントの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護予防ケアマネジメント実施者は、当該地域包括支援センターの通常の事業の実施地域（当該地域包括支援センターが通常時に介護予防ケアマネジメントを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防ケアマネジメントを提供することが困難であると認めた場合は、他の介護予防ケアマネジメント実施者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等（要支援認定又は事業対象者の特定をいう。以下同じ。）の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第11条 介護予防ケアマネジメント実施者は、被保険者の要支援認定又は事業対象者の特定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント実施者は、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行等)

第12条 介護予防ケアマネジメント実施者は、当該地域包括支援センターの担当職員（介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センターの職員をいう。以下同じ。）に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメント（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 介護予防ケアマネジメントの実施者は、提供した介護予防ケアマネジメントについて前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(介護予防ケアマネジメントの業務の委託)

第15条 介護予防ケアマネジメント実施者は、第4条第1項の規定により介護予防ケアマネジメントの一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため介護保険運営協議会（地域包括支援センター運営協議会を兼ねる）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防ケアマネジメントの業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、介護予防ケアマネジメントの業務を実施する介護支援専門員が、この章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 介護予防ケアマネジメント実施者は、毎月、市長（法第115条の45の3第6項の規定により同条第5項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防ケアプランにおいて位置付けられている指定サービス（総合事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、指定事業者により実施するサービスをいう。以下同じ。）のうち法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定によりサービス事業支給費（同条第1項の第一号事業支給費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該サービス事業支給費に係る指定サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防ケアプラン等の書類の交付)

第17条 介護予防ケアマネジメント実施者は、要支援認定等を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市長への通知等)

第18条 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、心身の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって総合事業サービス（総合事業に基づき提供されるサービスをいう。以下同じ。）を利用し、又は利用しようとしたとき。

（運営規程）

第19条 介護予防ケアマネジメント実施者は、地域包括支援センターごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 担当職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第20条 介護予防ケアマネジメント実施者は、利用者に対し適切な介護予防ケアマネジメントを提供できるよう、地域包括支援センターごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント実施者は、地域包括支援センターごとに、当該地域包括支援センターの担当職員によって介護予防ケアマネジメントの業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。
- 3 介護予防ケアマネジメント実施者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 介護予防ケアマネジメント実施者は適切な介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（設備及び備品等）

第21条 介護予防ケアマネジメント実施者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、介護予防ケアマネジメントの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第22条 介護予防ケアマネジメント実施者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態

について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 介護予防ケアマネジメント実施者は、地域包括支援センターの見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下、この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、重要事項を記載した書面を当該地域包括支援センターに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護予防ケアマネジメント実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条 介護予防ケアマネジメント実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント実施者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第25条 介護予防ケアマネジメント実施者は、当該地域包括支援センターにおいて感染症が発生し、またまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1 当該地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う事が出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

2 当該地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

3 当該地域包括支援センターにおいて、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(秘密保持)

第26条 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこと

のないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 介護予防ケアマネジメント実施者は、サービス担当者会議（第336条 (10)ア(ウ)に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第27条 介護予防ケアマネジメント実施者は、地域包括支援センターについて広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（総合事業実施事業者等からの利益収受の禁止等）

第28条 介護予防ケアマネジメント実施者及び地域包括支援センターの管理者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、当該地域包括支援センターの担当職員に対して特定の総合事業実施事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、利用者に対して特定の総合事業実施事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 介護予防ケアマネジメント実施者及びその従業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、利用者に対して特定の総合事業実施事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該総合事業実施事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第29条 介護予防ケアマネジメント実施者は、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防ケアプランに位置付けた介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動（第36条 (5)に規定する介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動をいう。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント実施者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護予防ケアマネジメント実施者は、提供した介護予防ケアマネジメントに係る利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 介護予防ケアマネジメント実施者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 介護予防ケアマネジメント実施者は、自らが介護予防ケアマネジメント計画に位置づけた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントに対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した介護予防ケアマネジメントに関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 介護予防ケアマネジメント実施者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 介護予防ケアマネジメント実施者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント実施者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第31条 介護予防ケアマネジメント実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域包括支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域包括支援センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域包括支援センターにおいて、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第32条 介護予防ケアマネジメント実施者は、当該地域包括支援センターごとに経理を区分するとともに、介護予防ケアマネジメントの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第33条 介護予防ケアマネジメント実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第36条(10)ア(㌰)及びイ(㌰)に規定する総合事業実施事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳
 - ア 介護予防ケアプラン
 - イ 第36条(8)に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第36条(10)ア(㌰)及びイ(㌰)に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第36条(10)ア(㌰)及びイ(㌰)の規程による評価の結果の記録
 - オ 第36条(10)ア(㌱)に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第36条(2)イの規定による身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（第36条(2)ア及び(2)イにおいて「身体的拘束等」という。）の容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与）

第34条 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1ヶ月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
 - (3) 現に介護予防ケアマネジメントを受けている者に対する措置
 - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 2 介護予防ケアマネジメント実施者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1ヶ月以内に当該介護予防ケアマネジメントを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護予防ケアマネジメントに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメント実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（介護予防ケアマネジメントの基本取扱方針）

第35条 介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防ケアプランを実施しなければならない。
- 3 介護予防ケアマネジメント実施者は、自らその提供する介護予防ケアマネジメ

ントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護予防ケアマネジメントの具体的取扱方針)

第36条 介護予防ケアマネジメントの具体的取扱方針は、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 地域包括支援センターの管理責任者は、担当職員に介護予防ケアプランの作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法、地域の予防活動等への参加方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ア 介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - イ 一の身体的拘束等を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (3) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に、総合事業サービス、総合事業サービス以外の保健医療サービス若しくは福祉サービス（以下「総合事業以外保健医療・福祉サービス」という。）、住民による自発的な活動によるサービス（以下「住民サービス」という。）等の利用又は地域の予防活動等への参加が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等の利用又は地域の予防活動等への参加も含めて介護予防ケアプラン上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成の開始に当たっては、利用者によるサービス又は活動の選択に資するよう、当該地域における総合事業サービス、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等及び地域の予防活動等（以下「介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動」という。）の内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) (3)から(5)までの規定は、(10)ア(ク)及びイ(ク)に規定する介護予防ケアプランの変更について準用する。
- (7) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を

含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

(7) 運動及び移動

(イ) 家庭生活を含む日常生活

(ロ) 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

(エ) 健康管理

(8) 担当職員は、(7)に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(9) (7)及び(8)の規定は、(10)ア(ウ)及びイ(ウ)に規定する介護予防ケアプランの変更について準用する。

(10) 次に掲げる介護予防ケアマネジメントの類型に応じて、介護予防ケアプランを作成する。

ア ケアマネジメントA

(ア) ケアマネジメントAにおいては、介護予防支援に準じた形で、介護予防ケアプラン（ウ(ア)で規定するケアマネジメントCケアプランを除く。以下このア及びイにおいて同じ。）の作成、モニタリング、評価等を行う。

(イ) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、総合事業実施事業者、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等を提供する者、地域の予防活動等の場を提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を作成しなければならない。

(ロ) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防ケアプランの作成のために介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動の担当者（以下「サービス・活動担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報をサービス・活動担当者と共有するとともに、当該介護予防ケアプランの原案の内容について、サービス・活動担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス・活動担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(エ) 担当職員は、介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動について、サービス事業支給費の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防ケアプランの原案の内容について

利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- (イ) 担当職員は、介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及びサービス・活動担当者に交付しなければならない。
- (ロ) 担当職員は、介護予防ケアプランに位置付けた指定事業者等に対して、指定事業者の指定基準において位置付けられている個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- (ハ) 担当職員は、指定事業者等に対して、介護予防ケアプランに基づき、指定基準において位置付けられている個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1ヶ月に1回、聴取しなければならない。
- (ニ) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成後、介護予防ケアプランの実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防ケアプランの変更、総合事業実施事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
 - a 担当職員は、指定事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能とその他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医に医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (ホ) 担当職員は、介護予防ケアプランに位置づけた期間が終了するときは、当該プランの目標の達成状況について評価しなければならない。
- (ヘ) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、総合事業実施事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - a 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3ヶ月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - b aの規定による面接は、利用者の居宅を訪問する事によって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、利用者本人の状態に応じてその期間を設定することが可能である。この場合には、延長後のモニタリング期間や要件を満たしている事がわかるよう「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等」に記載すること。
 - (a) 3か月目のモニタリングの内容を踏まえ、利用者の主治の医師、サービス等に関わる多職種で検討し合意の上で、利用者の状態に大きな変化がないと判断していること
 - (b) モニタリング、アセスメント訪問を行わない月も、サービス事業所、通いの場の等の訪問、電話、オンラインなどの適切な方

法により利用者の状況が確認できていること

- (c) モニタリングやサービス担当者会議を3か月目に行われなくても、メール等でサービス事業者からの報告や意見を求めるとともに結果の共有がなされている。

- (d) 介護予防ケアマネジメント計画作成プロセス（長期間の期間含む）の簡素化について、利用者への説明、合意がなされており、利用者のサービス等に関わる

I 利用者の心身の状況が落ち着いていること。

II 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること

III 担当者が、テレビ電話装置等を活用してモニタリングでは把握が出来ない情報について、担当者から提供を受けるところ。

- c サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があった時は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

d 利用者の居宅を訪問しない月（bただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、通所型サービスに係る事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

- e 少なくとも1ヶ月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (サ) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防ケアプランの変更の必要性について、サービス・活動担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス・活動担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

a 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

b 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

c 事業対象者が、事業対象者の特定の更新を受けた場合

- (シ) (イ)から(サ)までの規定は、(ク)に規定する介護予防ケアプランの変更について準用する。

イ ケアマネジメントB

- (ア) ケアマネジメントBにおいては、原則としてサービス担当者会議を省略できるとともに、必要時にモニタリングを実施することによって、介護予防ケアプランの作成、モニタリング、評価等を行う。

- (イ) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそ

の家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、総合事業実施事業者、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等を提供する者、地域の予防活動等の場を提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を作成しなければならない。

- (ウ) 担当職員は、サービス・活動担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報をサービス・活動担当者と共有するとともに、当該介護予防ケアプランの原案の内容について、サービス・活動担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、必要があると認める場合については、サービス担当者会議の開催により意見を求めることができるものとする。
- (エ) 担当職員は、介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動について、サービス事業支給費の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防ケアプランの原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (オ) 担当職員は、介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及びサービス・活動担当者に交付しなければならない。
- (カ) 担当職員は、介護予防ケアプランに位置付けた指定事業者等に対して、指定事業者の指定基準において位置付けられている個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- (キ) 担当職員は、指定事業者等に対して、介護予防ケアプランに基づき、指定基準において位置付けられている個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1ヶ月に1回、聴取しなければならない。
- (ク) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成後、モニタリングを行い、必要に応じて介護予防ケアプランの変更、総合事業実施事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (ケ) 担当職員は、介護予防ケアプランに位置づけた期間が終了するときは、当該プランの目標の達成状況について評価しなければならない。
- (コ) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、総合事業実施事業者等との連絡を継続的に行うこととし、こうした継続的な連絡や(キ)の報告の内容を踏まえて、必要に応じて、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することにより、行われなければならない。なお、モニタリングを実施した際は、その結果を記録するものとする。
- (サ) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス・活動担当者に対する照会等により、介護予防ケアプランの変更の必要性について、サービス・活動担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただ

し、必要があると認める場合については、サービス担当者会議の開催により意見を求めることができるものとする。

a 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

b 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

c 事業対象者が、事業対象者の特定の更新を受けた場合

(シ) (イ)から(キ)までの規定は、(ク)に規定する介護予防ケアプランの変更について準用する。

ウ ケアマネジメントC

(7) ケアマネジメントCは、基本的に、サービスの利用又は地域の予防活動等への参加の開始時にのみ行われるケアマネジメントであり、簡略化された介護予防ケアプラン（以下「ケアマネジメントCケアプラン」という。）を作成するとともに、原則として、モニタリングや評価は行わない。

(イ) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、本人、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等を提供する者、地域の予防活動等の場を提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容等を記載したケアマネジメントCケアプランの原案を作成しなければならない。

(ロ) 担当職員は、サービス・活動担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報をサービス・活動担当者と共有するとともに、当該ケアマネジメントCケアプランの原案の内容について、サービス・活動担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(ハ) 担当職員は、当該ケアマネジメントCケアプランの原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(ニ) 担当職員は、ケアマネジメントCケアプランの内容に沿って、利用者が、継続的かつ主体的に、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等を利用又は地域の予防活動等へ参加できるよう、サービス・活動担当者と調整を行うなど、必要な支援を行うものとする。

(ホ) 担当職員は、(ニ)に規定するサービス・活動担当者との調整の後、サービス・活動担当者から、利用者の総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等の利用又は地域の予防活動等への参加の開始を証する書面（以下「住民サービス利用等開始証明書」という。）を受領するものとする。なお、当分の間は、住民サービス利用等開始証明書の受領に代えて、担当職員自身が当該開始を申告する書面（以下「住民サービス利用等開始申告書」という。）を作成することによって、住民サービス利用等開始証

明書の受領に代えることができるものとする。

- (イ) 担当職員は、ケアマネジメントCケアプランを作成した際には、当該ケアマネジメントCケアプランを利用者に交付するとともに、利用者の判断により、利用者自身がサービス・活動担当者にケアマネジメントCケアプランを交付できる旨を、利用者に対して説明するものとする。
- (ロ) 介護予防ケアマネジメント実施者は、利用者が、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等の利用又は地域の予防活動等への参加につながった後であって、利用者の心身の状況に変化があった場合その他必要な場合には、支援を再開できる体制を構築するものとする。
- (11) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (12) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者又は事業対象者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防ケアプランの作成等の援助を行うものとする。
- (13) 担当職員は、利用者に管理すべき疾患があつて、サービスの利用等に当たって医師又は歯科医師の判断が必要と考えられる場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めなければならない。

ア 前(13)の場合において、担当職員は、介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを主治の医師に交付しなければならない。

- (14) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見についての記載がある場合には、利用者にもその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防ケアプランを作成しなければならない。
- (15) 担当職員は、要支援認定等を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (16) 介護予防ケアマネジメント実施者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議（以下「地域ケア会議」という。）から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（介護予防ケアマネジメントの提供に当たっての留意点）

第37条 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、介護予防の効果を最大限

に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議、地域ケア会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等又は地域の予防活動等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 予防給付及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防ケアプランの策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。
- (9) セルフケアマネジメントの推進を図るため、介護予防の効果が期待できる利用者に対して、介護予防手帳を積極的に活用することとし、アセスメントの段階から、利用者の興味・関心に基づいた生活の目標を立て、活動計画を作成し、活動経過を記録しながら利用者、家族、介護予防ケアマネジメント実施者、総合事業実施事業者等で情報共有できるようにすること。なお、ケアマネジメントCを実施した利用者については、原則として介護予防手帳を交付するものとする。

第4章 委託料

(委託料の支払)

第38条 市長は、居宅要支援被保険者等が、介護予防ケアマネジメント実施者から介護予防ケアマネジメントを受けたときは、介護予防ケアマネジメント実施者に対し、介護予防ケアマネジメントの実施に要する費用について、介護予防ケアマネジメントに係る委託料（以下「介護予防ケアマネジメント委託料」という。）を支払う。

- 2 介護予防ケアマネジメント委託料の額は、介護予防ケアマネジメントの類型ごとに別表第1に定める単位数に、1単位の単価を乗じて算定するものとする。
- 3 前項の1単位の単価は、10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年

厚生労働省告示第93号)に定める松戸市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。

- 4 第2項の規定により介護予防ケアマネジメント委託料の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 5 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条別表第1第7号イの規定により、介護予防ケアマネジメント委託料については、消費税は非課税となる。
- 6 住所地特例適用被保険者に係る介護予防ケアマネジメント委託料の他の保険者との財政調整においては、1件当たり、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)別表指定介護予防支援介護給付費単位数表イの単位数に10円を乗じて算定した額で財政調整が行われるが、この場合にあっても、介護予防ケアマネジメント委託料の額は、第2項に定める額とする。
- 7 市長は、介護予防ケアマネジメント実施者から介護予防ケアマネジメント委託料の請求があったときは、介護予防ケアマネジメントの類型ごとに前章及び別表第1の規定に照らして審査した上、支払うものとする。
- 8 市長は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(委託料の請求方法等)

第39条 前条第8項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している介護予防ケアマネジメント委託料の請求方法等については、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)の定めるところによる。

- 2 介護予防ケアマネジメント実施者が、第4条第1項の規定によって指定居宅介護支援事業者へ一部委託を行った介護予防ケアマネジメントに係る介護予防ケアマネジメント委託料を国民健康保険団体連合会に請求した場合は、介護予防ケアマネジメントの類型ごとに前章及び別表第1の規定に照らして審査した上、前条の規定により算定された介護予防ケアマネジメント委託料の額のうち、別表第2に定める指定居宅介護支援事業者分の額を当該指定居宅介護支援事業者に支払うとともに、別表第2に定める介護予防ケアマネジメント実施者分の額を当該介護予防ケアマネジメント実施者に支払うものとする。
- 3 市長が、直接、審査及び支払に関する事務を行う介護予防ケアマネジメント委託料の請求に当たっては、介護予防ケアマネジメント実施者は、委託期間完了後、遅滞なく業務実績をとりまとめた報告書を市に提出し、市長はそれに対して速やかに、介護予防ケアマネジメントの類型ごとに前章及び別表第1の規定に照らして検査する。
- 4 介護予防ケアマネジメント実施者は、前項による検査合格後、介護予防ケアマネジメント委託料を市に請求するものとし、市長は請求書を受理した日から起算

して30日以内に当該介護予防ケアマネジメント実施者に支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

5 第3項の報告書の様式は、様式第1のとおりとする。

6 前項の請求書の様式は、様式第2のとおりとする。

(返還)

第40条 市長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により委託費の支払を受けた者があるときは、支払った委託費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第5章 指導監督等

(報告・調査等)

第41条 市長は、必要と認めるときは、介護予防ケアマネジメント実施者に対して事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、調査若しくは指導を行うことができる。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、市長が行う指導を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第42条 市長は、次のいずれかに該当するときは、介護予防ケアマネジメント実施者との間で締結する介護予防ケアマネジメントの委託に係る契約（以下「介護予防ケアマネジメント委託契約」という。）を解除することができる。

- (1) 介護予防ケアマネジメント実施者が、介護予防ケアマネジメント委託契約に関する事項に違反したとき。
- (2) 介護予防ケアマネジメント実施者が、介護予防ケアマネジメントを遂行することが困難であると市長が認めたとき。

第6章 雑則

(委任)

第43条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 38 条関係）

介護予防ケアマネジメント委託料単位数表

1 ケアマネジメント A 委託料

- (1) 基本委託料（1 ヶ月につき） 442 単位

注 基本委託料は、利用者に対してケアマネジメント A を行い、かつ、月の末日において第 16 条の規定に基づき、同条に規定する文書を提出している介護予防ケアマネジメント実施者について、所定単位数を算定する。

- (2) 初回加算 300 単位

注 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防ケアプランを作成する利用者に対しケアマネジメント A を行った場合については、初回加算として、1 ヶ月につき所定単位数を加算する。

- (3) 委託連携加算 300 単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。

- (4) 高齢者虐待防止措置未実施減算 -4 単位

注 虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。

- (5) 業務継続計画未実施減算 -4 単位

注 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定及び当該継続計画に従った必要な措置を行っていない場合、基本報酬を減算する。

- (6) 多機能コーディネーター連携初回加算 100 単位

注 介護予防ケアマネジメントにおいて、介護予防ケアプランを作成する利用者に対し、新規に多機能コーディネーターと連携してインフォーマルサービスを介護予防ケアプランに記載し、ケアマネジメント A を行った場合については、初回加算として、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。

- (7) 多機能コーディネーター連携継続加算 50 単位

注 介護予防ケアマネジメントにおいて、モニタリング時の介護予防ケアプランの見直しの際に再度多機能コーディネーターと連携し、すでに介護予防ケアプランに記載しているインフォーマルサービスに変更がなかった場合については、

継続加算として、1ヶ月につき所定単位数を加算する。

- (8) 多機能コーディネーター連携プラン変更加算 70 単位

注 介護予防ケアマネジメントにおいて、モニタリング時の介護予防ケアプランの見直しの際に再度多機能コーディネーターと連携し、介護予防ケアプランに記載しているインフォーマルサービスに変更があった場合については、プラン変更加算として、1ヶ月につき所定単位数を加算する。

2 ケアマネジメントB委託料

- (1) 基本委託料（1ヶ月につき） 214 単位

注 基本委託料は、利用者に対してケアマネジメントBを行い、かつ、月の末日において第16条の規定に基づき、同条に規定する文書を提出している介護予防ケアマネジメント実施者について、所定単位数を算定する。

- (2) 初回加算 300 単位

注 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防ケアプランを作成する利用者に対しケアマネジメントBを行った場合については、初回加算として、1ヶ月につき所定単位数を加算する。

- (3) 委託連携加算 300 単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

- (4) 高齢者虐待防止措置未実施減算 -2 単位

注 虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。

- (5) 業務継続計画未実施減算 -2 単位

注 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定及び当該継続計画に従った必要な措置を行っていない場合、基本報酬を減算する。

- (6) 多機能コーディネーター連携初回加算 100 単位

注 介護予防ケアマネジメントにおいて、介護予防ケアプランを作成する利用者に対し、新規に多機能コーディネーターと連携してインフォーマルサービスを介護予防ケアプランに記載し、ケアマネジメントBを行った場合については、初回加算として、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

- (7) 多機能コーディネーター連携継続加算 50 単位

注 介護予防ケアマネジメントにおいて、モニタリング時の介護予防ケアプランの見直しの際に再度多機能コーディネーターと連携し、すでに介護予防ケアプランに記載しているインフォーマルサービスに変更がなかった場合については、継続加算として、1ヶ月につき所定単位数を加算する。

(8) 多機能コーディネーター連携プラン変更加算 70 単位

注 介護予防ケアマネジメントにおいて、モニタリング時の介護予防ケアプランの見直しの際に再度多機能コーディネーターと連携し、介護予防ケアプランに記載しているインフォーマルサービスに変更があった場合については、プラン変更加算として、1ヶ月につき所定単位数を加算する。

3 ケアマネジメントC委託料

(1) 基本委託料（1ヶ月につき） 442 単位

注 基本委託料は、利用者に対してケアマネジメントCを行い、かつ、第36条(10)ウ(カ)の規定に基づき、住民サービス利用等開始証明書（当該ケアマネジメントCを行った月に作成されたものに限る。）を受領し、又は、住民サービス利用等開始申告書（当該ケアマネジメントCを行った月に作成されたものに限る。）を作成し、市が定めるときまでに当該住民サービス利用等開始証明書又は当該住民サービス利用等開始申告書及びケアマネジメントCケアプランを市に提出している介護予防ケアマネジメント実施者について、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントCは、原則、サービスの利用又は地域の予防活動等への参加の開始時にのみ行われるケアマネジメントであり、本基本委託料算定後6ヶ月を経過する前の算定はできない。

(2) 初回加算 300 単位

注 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防ケアプランを作成する利用者に対しケアマネジメントCを行った場合については、初回加算として、1ヶ月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300 単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

(4) 卒業加算 300 単位

注 通所型サービスCの利用後、総合事業実施要綱第17条第6項の規定により、

事業対象者の特定を有効とされた者に対しケアマネジメントCを行った場合については、卒業加算として、1ヶ月につき所定単位数を加算する。

- (5) 高齢者虐待防止措置未実施減算 -4 単位

注 虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。

- (6) 業務継続計画未実施減算 -4 単位

注 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定及び当該継続計画に従った必要な措置を行っていない場合、基本報酬を減算する。

- (7) 多機能コーディネーター連携初回加算 100 単位

注 介護予防ケアマネジメントにおいて、介護予防ケアプランを作成する利用者に対し、新規に多機能コーディネーターと連携してインフォーマルサービスを介護予防ケアプランに記載し、ケアマネジメントCを行った場合については、初回加算として、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

別表第 2（第 39 条関係）

介護予防ケア マネジメント の類型	委託料	指定居宅介護 支援事業者分	介護予防ケアマ ネジメント実施 者分
ケアマネジメントA	別表第 1 の 1 (1)に定める基本委託料	4,256 円	473 円
	別表第 1 の 1 (2)に定める初回加算	3,210 円	0 円
	別表第 1 の 1 (3)に定める委託連携加算	2,889 円	321 円
	別表第 1 の 1 (4)に定める高齢者虐待防止措置未実施減算	0 円	-42 円
	別表第 1 の 1 (5)に定める業務継続計画未実施減算	0 円	-42 円
	別表第 1 の 1 (6)に定める多機能コーディネーター連携初回加算	1,070 円	0 円
	別表第 1 の 1 (7)に定める多機能コーディネーター連携継続加算	481 円	54 円
	別表第 1 の 1 (8)に定める多機能コーディネーター連携プラン変更加算	674 円	75 円
ケアマネジメントB	別表第 1 の 2 (1)に定める基本委託料	2,060 円	229 円
	別表第 1 の 2 (2)に定める初回加算	3,210 円	0 円
	別表第 1 の 2 (3)に定める委託連携加算	2,889 円	321 円
	別表第 1 の 2 (4)に定める高齢者虐待防止措置未実施減算	0 円	-21 円
	別表第 1 の 2 (5)に定める業務継続計画未実施減算	0 円	-21 円
	別表第 1 の 2 (6)に定める多機能コーディネーター連携	1,070 円	0 円

	初回加算		
	別表第 1 の 2 (7)に定める多機能コーディネーター連携継続加算	481 円	54 円
	別表第 1 の 2 (8)に定める多機能コーディネーター連携プラン変更加算	674 円	75 円
ケアマネジメントC	別表第 1 の 3 (1)に定める基本委託料	4,256 円	473 円
	別表第 1 の 3 (2)に定める初回加算	3,210 円	0 円
	別表第 1 の 3 (3)に定める委託連携加算	2,889 円	321 円
	別表第 1 の 3 (4)に定める卒業加算	3,210 円	0 円
	別表第 1 の 3 (5)に定める高齢者虐待防止措置未実施減算	0 円	-42 円
	別表第 1 の 3 (6)に定める業務継続計画未実施減算	0 円	-42 円
	別表第 1 の 3 (7)に定める多機能コーディネーター連携初回加算	1,070 円	0 円

令和〇年度介護予防ケアマネジメント業務実績報告書

令和 年 月 日

松 戸 市 長 様

住 所

氏 名 〇〇法人 〇〇会

代表者名 理事長 ⑩

標記の件について下記のとおり実施したことを報告します。

【業務実施期間】 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

【 業務実績 】

内 訳	区 分	類 型	件 数
	令和 年 月 ～ 令和 年 月 実施分	ケアマネジメントA	件
		ケアマネジメントB	件
		ケアマネジメントC	件
	合 計		件

【業務実績詳細】 添付資料 業務実績報告書詳細参照

[illegible]

(添付資料) 令和 年 月 日

松戸市長様

業務実績報告書

住所

氏 名

〇〇法人

〇〇会

代表者名

印

類型: ケアマネジメント B

単位(円)

[illegible]

令和 年 月 日

氏 名 ○○法人 ○○会

代表者名 理事長 (印)

金額

¥

	区分	類型		1件あたりの委託料の額 (A)	件数B (単位: 件)	小計 (A×B) (単位: 円)	合計 (単位: 円)
内訳	令和 年 月 から 令和 年 月	ケアマネジメントA	基本委託料	単位数442×単価10.70=4,729円			
			初回加算	単位数300×単価10.70=3,210円			
			委託連携加算	単位数300×単価10.70=3,210円			
			高齢者虐待防止未実施減算	単位数-4×10.70=-42円			
			業務継続計画未実施減算	単位数-4×10.70=-42円			
			多機能コーディネーター連携初回加算	単位数100×単価10.70=1,070円			
			多機能コーディネーター連携継続加算	単位数50×単価10.70=535円			
			多機能コーディネーター連携 プラン変更加算	単位数70×単価10.70=749円			
		ケアマネジメントB	基本委託料	単位数214×単価10.70=2,289			
			初回加算	単位数300×単価10.70=3,210円			
			委託連携加算	単位数300×単価10.70=3,210円			
			高齢者虐待防止未実施減算	単位数-2×10.70=-21円			
			業務継続計画未実施減算	単位数-2×10.70=-21円			
			多機能コーディネーター連携初回加算	単位数100×単価10.70=1,070円			
	多機能コーディネーター連携継続加算		単位数50×単価10.70=535円				
	多機能コーディネーター連携 プラン変更加算		単位数70×単価10.70=749円				
	実施分	ケアマネジメントC	基本委託料	単位数442×単価10.70=4,729円			
			初回加算	単位数300×単価10.70=3,210円			
			委託連携加算	単位数300×単価10.70=3,210円			
			卒業加算	単位数300×単価10.70=3,210円			
			高齢者虐待防止未実施減算	単位数-4×10.70=-42円			
業務継続計画未実施減算			単位数-4×10.70=-42円				
多機能コーディネーター連携初回加算			単位数100×単価10.70=1,070円				